

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A  
【発注者、施工者編】

1 工事で発生する土砂等を工事区域内で使用する場合

Q 1-1

工事で発生する土砂等を工事区域内で盛土等に使用する場合、発注者又は施工者は許可を受ける必要がありますか。

盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合、発注者は、本条例に基づく許可を得る必要があります。

1,000 m<sup>3</sup>未満かつ 1,000 m<sup>3</sup>未満である盛土等及び国や地方公共団体などが行う事業や、採石法又は砂利採取法に基づき採取した土砂等を販売するために区域内に一時的に行う盛土等は許可不要です。

Q 1-2

工事で発生する土砂等を工事区域内で盛土等に使用する場合、発注者又は施工者は土壌の汚染状況の調査を行う必要がありますか。

盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合、本条例に基づく許可が必要です。許可申請書に土壌の汚染状況の調査の結果を添付することになっていますので、発注者は、調査をする必要があります。

## 2 工事で発生する土砂等を工事区域外に運び出す場合

### Q 2-1

工事で発生する土砂等を工事区域外に運び出す場合、発注者又は施工者は許可を受ける必要がありますか。

土砂等を運び出す行為だけなら、盛土等ではありませんので、許可を受ける必要はありません。

### Q 2-2

工事で発生する土砂等を工事区域外に運び出す場合、発注者又は施工者は土壌の汚染状況の調査を行う必要がありますか。

土砂を運び出す先（盛土等を行う者）が条例の許可を受けている場合、盛土等を行う者は、運び込まれる土砂が土砂基準に適合していることを確認しなくてはなりません。

本条例は、運び出す者に土壌の汚染状況の調査を義務付けてはいませんが、運び出す先は土砂等が土砂基準に適合していることを確認しなければならないため、運び出す先から、土壌の分析や土地の使用履歴（地歴）の証明を行うよう求められることとなります。

### 3 工事で盛土等を行うための土砂等を工事区域外から持ち込む場合

#### Q 3-1

土砂等を工事区域外から持ち込んで盛土等を行う場合、発注者又は施工者は許可を受ける必要がありますか。

盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合、発注者は、本条例に基づく許可を得る必要があります。

1,000 m<sup>2</sup>未満かつ 1,000 m<sup>3</sup>未満である盛土等及び国や地方公共団体などが行う事業や、採石法又は砂利採取法に基づき採取した土砂等を販売するために区域内に一時的に行う盛土等は許可不要です。

#### Q 3-2

土砂等を工事区域外から持ち込んで盛土等を行う場合、誰が持ち込む土砂等に関する土壌の汚染の状況の調査を行う必要がありますか。

許可が必要な盛土等を行う場合、本条例により、盛土等を行う者が、盛土等区域に持ち込まれる土砂等が土砂基準に適合することを確認しなくてはなりません。

土砂等を持ち込む者に土壌の分析や土地の使用履歴（地歴）の証明をさせて、結果を確認するという方法で行うことは差し支えありません。